

令和7年度メンタルヘルス等改善支援事業 委託契約仕様書

1 業務の目的

近年、企業において、メンタルヘルス等の不調による休職者が増加傾向にあることから、職場において積極的に従業員の心の健康の保持増進を図ることは非常に重要な課題となっている。そこで、事業所の環境整備としてメンタルヘルス対策等に取り組むことや、従業員への相談体制を充実させるため、職場におけるメンタルヘルス対策等の取組を支援する。

2 業務内容

メンタルヘルス対策等の促進を図るため、産業カウンセラー等の専門スタッフを健康づくりチャレンジ企業（以下、「チャレンジ企業」という。）に登録している企業・団体に派遣し、研修・相談等の支援を行う。

(1) 対象 健康づくりチャレンジ企業に登録している企業・団体

(2) 内容

ア 管理監督職向け研修

チャレンジ企業の管理監督職等を対象として、ラインケア研修や社内体制づくりに係る相談、研修を実施する。

イ 従業員向け研修

チャレンジ企業の従業員を対象として、メンタルヘルス対策等の重要性等を意識づけるための研修を実施する。

ウ メンタルヘルス推進部署・担当者向け研修

チャレンジ企業のメンタルヘルス推進部署・担当者等を対象として、従業員のための相談体制の整備、充実に向けた研修を実施する。

エ フォローアップ事業（研修）

以前に当事業を実施したチャレンジ企業に対し、前回研修からのメンタルヘルス等の継続課題や取組の改善状況に応じた相談、オーダーメイド型の研修を実施する。1事業所あたりの実施回数の上限は、令和5～6年度実施分を含めて累計3回とする。

注1：「専門スタッフ」とは医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、キャリアカウンセラー、公認心理師、臨床心理士などの資格を有する者をいう。

注2：「健康づくりチャレンジ企業」とは、従業員や職員及びその家族の健康づくりに取り組む企業等として、兵庫県に登録した企業等をいう。

3 業務実施方法

(1) 業務の実施にあたっては、派遣先となる健康づくりチャレンジ企業に所属する産業医あるいは契約する産業医と、事前相談や連絡の徹底等、十分な連携を図るものとする。

(2) 研修形態については、研修実施企業の要望に応じ、集合研修及びオンライン研修とも可とする。ただし、オンライン研修を複数の企業に対し同時実施した場合においては、研修1回とし

て算定する。

- (3) 同じチャレンジ企業に対して、同一日に同内容の研修を複数回に分けて実施した場合は、研修1回として算定することがある。
- (4) 研修終了後には、個別での質疑応答に対応できる時間を設けることとする。

4 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日までとする。

5 対象経費

講師謝金、旅費、研修資料作成費、周知啓発物品作成費、通信運搬費、消耗品費 等

※ 本業務における対象経費については、県や国等における他の委託業務や補助事業における対象経費と重複してはならない。

6 その他

- (1) 予算可決前であるため、県議会において予算措置が承認されない場合は当該事業を実施しないこととし、予算が縮小されるなどの事態が生じた場合は、県と選定事業者との間で事業内容の変更等について協議するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 派遣先の企業等から、受講料、相談料、テキスト代等の費用は徴収してはならない。
- (4) 本業務を実施するにあたっての広報物等には、必ず県からの受託事業である旨を明記すること。
- (5) 事業の実施に際して、利益誘導を伴う行為は行わないものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に関して、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、本県担当者と協議し、その指示に従うものとする。